

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

我が国では、所得の低迷や格差拡大に歯止めがかからず、非正規労働者は全雇用者の35%を超え、年収200万円以下で働く労働者数も1,100万人近くに及んでいる。また、国においては、平成25年度からの生活保護基準引き下げを含む一般会計予算が編成されており、「貧困の連鎖」を引き起こさないためにも、地域別最低賃金制度の役割はますます重要になってきている。

一方、特定（産業別）最低賃金については、当該産業の労働条件の向上や事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より高い金額水準が必要であり、これは関係労使の主導により設定するものである。また、地方最低賃金審議会での審議は、労使協議を補完・代替する役割を担うが、近年、改定の必要性審議において「必要あり」に至らないケースが発生している。

よって、平成25年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たり、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 地域別最低賃金の改定に当たっては、平成21年度の神奈川県地方最低賃金審議会が公労使が結審した「生活保護との整合性」を図る観点から、生活保護との乖離解消を実現すること。
- 3 特定（産業別）最低賃金については、地域別最低賃金より高い金額水準の必要性を認め、関係労使の主導により設定すること。また、必要性審議に当たっては、当該産業の労使が入った審議方法を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月23日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、神奈川県労働局長